

## 千葉県立図書館の今後の在り方の見直しについて

○これまでの経緯

○見直しの視点

## 千葉県の図書館の状況について

○図書館を取り巻く社会状況の変化

○県立図書館の現状と課題

# 千葉県立図書館の今後の在り方の見直し

## ■これまでの経緯

### § 4 館構想

- 昭和52年、県立中央図書館協議会から県立中央図書館長に、県全域に図書館サービスの浸透を図るため、県内を4地域に分け、各地域に県立図書館を設置するとともに、相互協力（資料の図書館間貸出し）に不可欠な図書館協力車の巡回を開始すべきことが答申された。
- 当時、本県では、市町村立図書館の整備が進んでおらず、県立図書館を4地域に設置することにより、交通機関を利用して1時間程度で県立図書館が利用できるようになるとの提言であった。
- この後、2館目の県立図書館である西部図書館が、昭和62年、松戸市に開館した。

### § 基本構想の策定（平成6年3月）

- 平成2年に、県社会教育委員会議から県教育委員会への答申の中で、新県立中央図書館（仮称）と県立地域図書館の整備などが提言された。
- この答申を受けて策定した平成6年の基本構想では、図書館ネットワークを推進し、地域の実情に応じた市町村立図書館などへの支援やサービスを行うため、新中央図書館の整備計画や東部・南部地域への県立図書館の設置を構想した。
- また、県立図書館が地域図書館ネットワークを整備し、市町村立図書館などの支援を図るとともに、資料・情報センターを始めとする県立図書館の様々な機能の充実と、電算システムの構築といった高度情報化社会への対応を課題と位置付けた。
- この基本構想に基づき、東部図書館が平成10年、旭市に開館した。

### § 「今後の在り方」の策定までの経緯と概要（平成23年12月）

- 平成6年の基本構想以降、少子高齢化、高度情報化の進展とともに、子どもの読書活動の一層の推進や、県民や地域の課題に対応した課題解決型サービスの提供など、図書館の新たな役割が求められるようになった。
- また、市町村立図書館の整備の進展や図書館ネットワークの充実など、県立図書館を取り巻く環境も大きく変化した。
- こうした環境の変化を受けて、平成19年の県図書館協議会からの「これからの時代

に求められる千葉県立図書館運営の在り方について（答申）」では、非来館型サービスの充実や市町村立図書館への援助強化、運営体制の見直しが提言された。

- また、平成21年には県生涯学習審議会から「今後の千葉県における図書館の方向性について（意見）」として、県立図書館の機能の強化や、市町村立図書館との役割分担などの意見をいただいた。
- これらの答申や意見を踏まえて、平成23年12月に策定した「今後の在り方」では、高度情報化社会において、県立図書館が県域の中核的な情報拠点としての役割を果たすためには、従来の県内を4地域に分け、各地域に県立図書館を設置し、地域分担して地域内の図書館サービスの向上を図るという考え方を改め、中央図書館を県立図書館の中核と位置付け、中央図書館、西部図書館、東部図書館の3館が一体となって、機能強化を図る方向性を示し、「県立図書館4館構想」からの転換を図った。
- また、県立図書館の中核と位置付けた中央図書館は、施設の老朽化が著しいだけでなく、平成18年に実施した耐震診断で耐震不足と診断され、耐震改修工事を喫緊の課題とし、利用者の安全確保と適正な運営に必要な改修を早急に行う必要があるとした。

## ■ 見直しの視点

- 人口減少や少子高齢化が急速に進む中、社会構造の変化や地域の課題の増加・複雑化などに対応した図書館サービスの見直しが求められる。
- また、情報通信技術の進歩と普及によりデジタル情報は飛躍的に増大し、紙資料と合わせてデジタル情報を提供することが図書館サービスにおいて重要性を増すとともに、地理的・時間的な制約を超えた発信型サービスも可能となるなど、図書館界にも大きな影響を及ぼしている。
- このため、県立図書館は、次章に示すとおり様々な課題に直面しており、これらの課題に対処するべく、今後の県立図書館の在り方を見直す必要がある。
- 平成28年2月に県が策定した「千葉県公共施設等総合管理計画」では、県有施設に関して今後30年間で延べ床面積を15%削減することが示されており、また、同年7月に決定した「公の施設の見直し方針」において「現行の県立図書館3館体制について、その役割や今後の図書館を取り巻く状況を踏まえ、機能集約化等も含め継続して検討を行う」との指摘を受けていることから、行財政改革の視点も踏まえた見直しが求められている。

## 千葉県の図書館の状況

### ■ 図書館を取り巻く社会状況の変化

- 平成23年に「今後の在り方」を策定して以降、これからの図書館が果たすべき役割について、国では、平成24年に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正され、新たに図書館の運営状況に関する点検・評価とその結果の公表や、郷土資料及び地方行政資料のデジタル化などの項目を追加した。
- また、本県においても、平成27年2月に第2期千葉県教育振興基本計画を策定し、「千葉県子どもの読書活動推進計画(第三次)」に基づき、読書県「ちば」を推進し、図書館などが連携して子どもの読書活動の充実を支援していくことが盛り込まれた。
- このような状況の変化を踏まえ、県立図書館の抱える課題を改めて整理し、充実した図書館サービスの提供に結びつけていく必要がある。

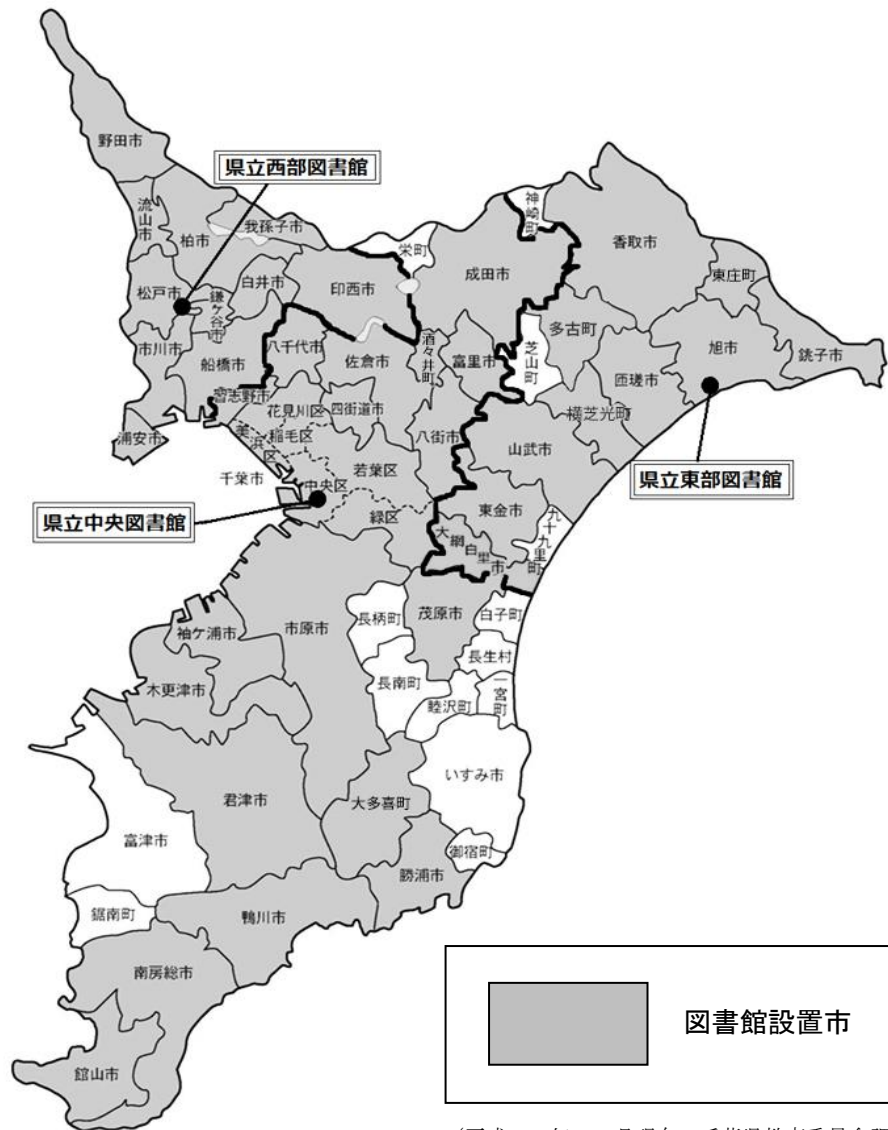
### ■ 県立図書館の現状と課題

#### § 市町村への支援

- 県立図書館の役割の一つは、市町村立図書館が住民の生涯学習と地域の発展を支える情報拠点としての機能を十分に発揮し、充実した図書館サービスが行えるよう市町村を支援すること。

#### 市町村立図書館の整備促進

- ・県内の市町村立図書館の整備状況は、平成28年度に多古町に新たな図書館が設置されるなど徐々に改善されてきているが、現在のところ市町村立図書館の設置率は全国水準を若干下回っており、県南部を中心に14の市町村が依然として図書館未設置の状態となっている。
- ・市町村立図書館は、地域の課題や住民のニーズを的確に把握し、様々な活動を展開する情報拠点として重要な社会教育施設であり、小・中学校などの学校図書館を支援していく役割も担っている。
- ・図書館が未設置の市町村に対しては、図書館の設置を促しながら、設置されるまでの間については、住民の読書環境や子どもの読書活動の推進力が低下しないよう引き続き支援していく必要がある。



(平成29年11月現在 千葉県教育委員会調べ)

### 市町村立図書館における図書館サービスの充実

- ・平成24年の改正で、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に運営状況に関する点検・評価とその結果の公表についての項目が新たに設けられた。
- ・住民のニーズに即した図書館サービスを実施し、さらにサービスの改善を図っていく上で、運営状況の評価などは重要な意味を持つ。
- ・県立図書館では、運営方針やサービスの指標を定め、その達成状況について自己点検や評価を行っているが、市町村立図書館でも同様に、適切に運営状況进行评估し、図書館サービスの向上に努めなければならない。
- ・全国的に指定管理者制度や業務委託を導入する市町村立図書館が、近年徐々に増えている。
- ・図書館の運営形態の如何にかかわらず効果的なサービスの実施が求められており、

指定管理者制度などを導入した場合、運営者が数年ごとに交替する可能性があることから、司書の知識と経験の蓄積による図書館サービスの質が損なわれることのないよう注視し、支援していく必要がある。

## § 子どもの読書活動の推進

○子どもの読書活動を一層推進するために、「千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）」を平成27年3月に策定し、今後の施策の基本的方針と具体的な方策を定めた。子どもが読書に親しむ機会の提供や学校図書館の支援など、県立図書館に期待される役割は大きく、主体的に計画を押し進めていく必要がある。

### 子どもの読書活動推進センター機能の強化

- ・子どもの読書活動推進計画における取組の一つとして、子どもが読書に親しむ機会の提供や読書活動の充実を支援する、県立図書館における「子どもの読書活動推進センター」機能の強化が挙げられる。
- ・中央図書館では、来館者サービスを通じて得られた経験を活かし、市町村立図書館などにおける児童サービスの内容が充実するよう、支援しているが、児童書研究のレファレンスや読み聞かせ講座など専門性を要求される児童サービス担当職員については、養成が十分に追いついていない市町村も多く、職員の異動などによって必要な知識や技術が継承されない傾向も見受けられる。
- ・県立図書館においても、児童サービスを提供できる人材の養成強化は課題であり、今後、改善を検討していく必要がある。

### 学校図書館の支援

- ・図書館の資料と司書の能力の活用は、子どもたちの多様な学習を支援する上で効果的な手段である。県立図書館では、利用頻度の高いテーマごとに資料をセット化して貸し出したり、司書が学校を訪問したり本を使った調べ方の実習を行ったりして、学校図書館を支援している。
- ・県では「公立図書館と学校の連携を図るための研修会」を毎年開催し、連携することの意義について理解を求めているが、市町村立図書館と学校との情報交換や相互理解は、まだ十分とは言えない状況である。
- ・学校図書館の更なる活性化のためには、県立図書館と市町村立図書館が、それぞれ

の役割に応じて学校との連携を深め、学校図書館の運営支援を強化する必要がある。

## § 知識基盤社会※1における地域の発展を支える情報拠点

○これからの図書館は、図書の貸出しにとどまらず地域の住民にとって必要な資料や情報を迅速かつ的確に得ることができる役に立つ図書館として、地域の課題解決を支援し、地域の発展を支える情報拠点になることが求められる。

### 調査研究の支援

- ・ 県立図書館では、3館で収集する資料の分野を分担し、西部図書館では自然科学・医学・工学系を、東部図書館では歴史や文学系を、中央図書館では他の2館で収集していない社会科学系の分野などの専門書を主として収集している。
- ・ 中央図書館では、千葉県関係資料の全県的な収集を担ったり、子どもの読書活動支援の中核的な拠点として、児童資料を集中的に収集したりするなど、特色ある蔵書構築を行っている。
- ・ しかしながら、このように資料が分散された状況や熟練した職員の不足などにより、1日約100件にも及ぶ専門的な調査相談に迅速に対応することが困難となってきている。
- ・ 高度情報化社会において、より専門的な調査相談に応じていくためには、職員のレファレンスサービスの能力の向上と、分野別に専門的な知識を有する職員を養成していくことが求められるが、こうしたことから同時に職員が県立図書館3館に分散している状況を見直し、迅速かつ的確に対応できる体制の整備が必要である。

### 図書館職員を対象とした研修の充実

- ・ 県立図書館は、自館の職員の養成はもとより、県内の図書館サービスの向上に向け、市町村立図書館などの職員の能力開発を図るため、県内の図書館職員の研修センターとしての機能を果たしている。
- ・ 図書館職員が専門知識や必要な技術を身に付けるために様々な研修を実施しているが、住民のニーズに即した課題解決支援サービスや、情報通信技術の活用、子どもの読書活動への支援、学校図書館との連携、高齢者・障害者・外国人などの利用者に応じたサービスなど、研修内容を充実させ、体系的に実施することが不可欠。

## § 千葉県関係資料の計画的な収集、提供、保存

○千葉県関係の地域資料は、歴史的・文化的な価値を持つ財産であり、将来にわたり千葉県に関する情報を残していくためには、千葉県関係資料を計画的に収集し、県民に提供し、保存していくための仕組みが必要である。

### 関係機関との連携

- ・中央図書館では、千葉県関係資料を収集し、県民などからの調査相談に応じている。
- ・官公庁刊行物や自費出版物など出版情報の得難い資料も多く、すべてを網羅的に収集できていない。
- ・市町村立図書館、大学図書館や専門図書館、博物館などの他機関でも多くの千葉県関係資料を所蔵しているが、これらの所蔵情報を横断的に一括で検索できる仕組みも、現在までのところ部分的な整備にとどまっている。

### デジタル化と情報発信

- ・県民がいつでもどこでも千葉県関係資料を検索・閲覧し、本県の文化に対する理解を深め、次世代に継承できるよう、貴重な資料のデジタル化を進め、インターネット上で公開していくことで、県民の文化・学習活動への活用を支援していく必要がある。
- ・資料のデジタル化は、貴重資料の劣化を防ぐ手段としても重要な意味がある。

## § 社会の変化に対応した図書館サービスの推進

- 急激な社会構造の変化の中で、県民が生涯にわたり自律的に学び、複雑な課題を解決していくためには、十分な資料や情報が必要である。
- 図書館は、図書や雑誌の閲覧・貸出しなどの従来の図書館サービスと、電子書籍やデジタルアーカイブなどの電子図書館サービスとを組み合わせたハイブリッド化を進めていくことがますます重要になっている。

### 電子書籍などの新たな図書館サービス

- ・国立国会図書館では、平成10年に「電子図書館構想」を定めて以降、着々と電子図書館サービスの基盤を整備し、資料のデジタル化とインターネット配信を進めている。



- ・千葉県立図書館でも、千葉県関係資料や、視覚障害のある方への資料のデジタル化や音声化に取り組んでいるが、国や関係機関の動向などを分析し、市町村立図書館をはじめ他の機関との連携を模索しつつ、電子図書館としての体制を整備していく必要がある。

#### **県内図書館間の物流ネットワークの強化**

- ・県立図書館では、市町村立図書館などの資料を図書館協力車により県内全域の図書館や公民館図書室へ搬送するためのネットワークを整備し、参加を希望する学校や大学図書館なども含めた範囲までネットワークを拡張することに取り組んでいる。
- ・他の図書館からの資料の取寄せに要する期間の短縮化や、資料の受取場所の利便性の向上については、図書館サービスに関する要望の中でも特に多く寄せられていることから、資料の搬送方法などについて改善を加え、一層の迅速化と利便性の向上を図る必要がある。

#### **生活の場に届ける図書館サービス**

- ・市町村立図書館では、地域のニーズに応えるために、ウェブサイト上からの資料の貸出予約やメールでのレファレンスなど、インターネットを活用した様々なサービスを展開している。
- ・高度情報化が進む中で、インターネット環境や健康上の理由などにより、図書館サービスを十分に享受できない住民も多く、より生活の場の近くに資料を届けられるように、県立図書館及び市町村立図書館は様々な利用者や利用方法を想定し、図書館サービスの底上げを図っていく必要がある。

### **§ 書庫の狭隘化と資料の廃棄**

- 書庫の狭隘化のため、中央図書館では書架の棚段数を増設するとともに事務室の一部を書庫に転用するなどの対応をとっている。
- 県立図書館3館の収蔵率は既に収蔵能力の9割を超える状態となっており、書庫不足は喫緊の課題となっている。

#### **県立図書館3館の収蔵能力**

- ・これまで、県立図書館では、千葉県関係資料などの貴重な資料を除き、資料を複数

持つことを避けるため、重複した資料を除籍してきたが、それでも蔵書冊数は増加していく傾向にある。

- ・ 県立図書館は、資料を県内公立図書館で最低1冊は保存していく体制づくりを目指しているが、書庫狭隘化問題を抱えているため、市町村立図書館で廃棄される年間約50万冊にも及ぶ除籍資料の精査と、将来に残すべき資料を保存する体制づくりにまだ着手できていない。

(平成29年3月31日現在)

	中央図書館	西部図書館	東部図書館	合計
収蔵可能冊数	552,000	500,000	500,000	1,552,000
蔵書冊数	865,250	272,663	276,741	1,414,654
収蔵割合	156.75%	54.53%	55.35%	<b>91.15%</b>

※中央図書館蔵書の一部は、西部・東部に分散して保管

県内市町村立図書館の除籍状況

(単位:千冊)

種別/年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
蔵書冊数	18,101	18,281	18,460	18,749	18,886
除籍冊数	491	520	494	476	566

引用:「千葉県の図書館」千葉県公共図書館協会 ※図書館未設置市町村を除く。

### 電子書籍の活用と資料のデジタル化

- ・ 従来の紙媒体の資料から電子書籍での代用についても検討しているが、現状では電子書籍サービスの内容はコミックや文芸書、実用書などが大半を占めており、県立図書館が主に収集・保存の対象としている専門書や調査研究用資料などについては、電子書籍サービスの展開は乏しい状況である。
- ・ 収集・保存している資料をデジタル化することによる蔵書量の縮小についても、デジタル化するために著作権者など権利者の許諾を得ることや、資料のデジタル化と公開に要する予算の確保など、課題が多く、現段階で書庫不足問題を抜本的に解決する手段とは成り得ない。

## § 中央図書館の老朽化と耐震不足の問題

- 中央図書館は、建築後約50年が経過する施設で、老朽化に加え、耐震不足も判明し

ており、その対応が急務となっている。

#### **耐震改修と特殊な構造**

- ・中央図書館については、平成18年度に実施した耐震診断の結果、耐震不足が判明した。
- ・耐震改修工事を実施するにあたって平成24年度に改修計画事前調査を行ったところ、建物の柱の上に梁がないという特殊な構造であるため一般的な補強方法が取れず、改修工事は技術的な難易度が極めて高いということが報告された。
- ・現在、施設の一部の立入りを制限し利用者に不便を生じている。

#### **バリアフリー化の必要性**

- ・中央図書館は、利用者専用のエレベーターが設置されておらず、資料運搬用に設置されたエレベーターを利用者用にも使用させるなど、施設利用面で様々な課題を抱えている。
- ・特に障害者や高齢者が安心して利用できるように、バリアフリー化をはじめとした施設全体の安全対策が求められている。